

大月市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

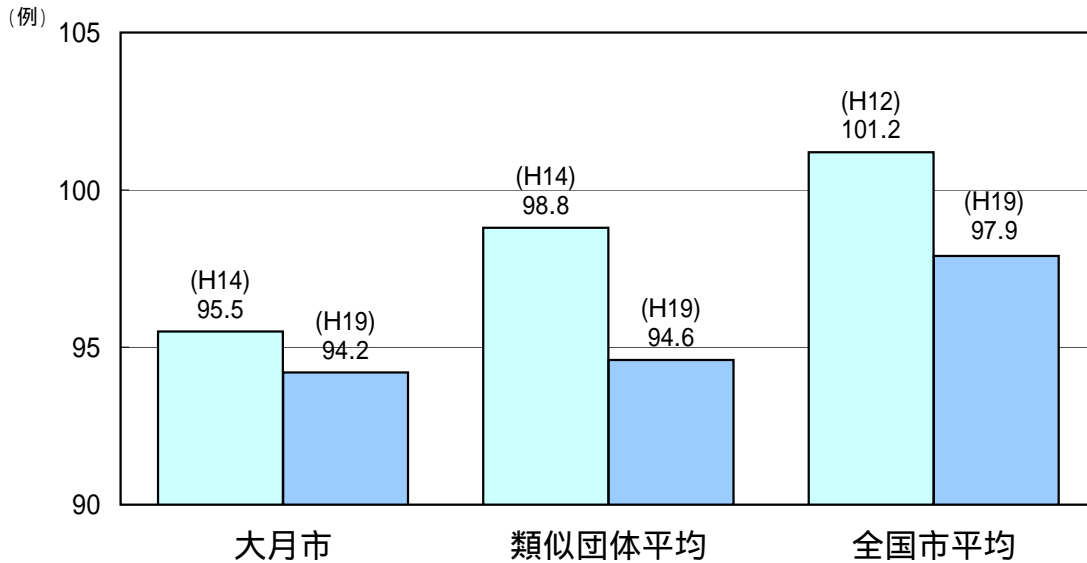
区分	住民基本台帳人口 (18年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 17年度の人件費率
18年度	人 30,526	千円 12,707,413	千円 351,075	千円 2,738,912	% 21.6	% 31.3

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
18年度	人 345	千円 1,265,270	千円 142,262	千円 519,292	千円 1,926,824	千円 5,585	千円 6,201

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、18年4月1日現在の人数である。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成19年4月1日現在）

一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
大月市	44.5 歳	341,000 円	404,442 円	365,408 円
山梨県	43.2 歳	354,988 円	420,257 円	384,665 円
国	40.7 歳	325,724 円	- 円	383,541 円
類似団体	44.4 歳	342,551 円	415,057 円	378,262 円

技能労務職

区 分	公 務 員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)
大月市	46.1 歳	37 人	283,400 円	340,759 円	311,465 円
うち学校給食員	43.0 歳	14 人	269,600 円	309,400 円	296,809 円
うち自動車運転手	42.3 歳	3 人	285,100 円	384,800 円	327,603 円
うちその他	49.0 歳	20 人	292,800 円	390,800 円	319,304 円
山梨県	49.0 歳	265 人	343,573 円	384,037 円	361,019 円
国	48.8 歳	5,193 人	287,094 円	- 円	320,514 円
類似団体	歳		円	- 円	円

区 分	民 間			A/B	参 考		
	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)		年収ベース(試算値)の比較		
					公務員(C)	民間(D)	C/D
大月市	-	-	-	-	-	-	-
うち学校給食員	調理士	49.9 歳	292,100 円	1.06	4,398,315 円	4,006,600 円	1.10
うち自動車運転手	自家用乗用自動車運転手	47.1 歳	321,700 円	1.20	5,369,202 円	4,564,100 円	1.18
うちその他	-	-	-	-	-	-	-

民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。(平成16～18年の3年平均)
技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては、前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成19年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間、外勤手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2) 職員の初任給の状況（平成19年4月1日現在）

区 分	大 月 市	山 梨 県	国	
一般行政職	大学卒	172,200 円	176,800 円	172,200 円
	高校卒	140,100 円	142,800 円	140,100 円
技能労務職	高校卒	137,200 円	145,100 円	137,200 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成19年4月1日現在）

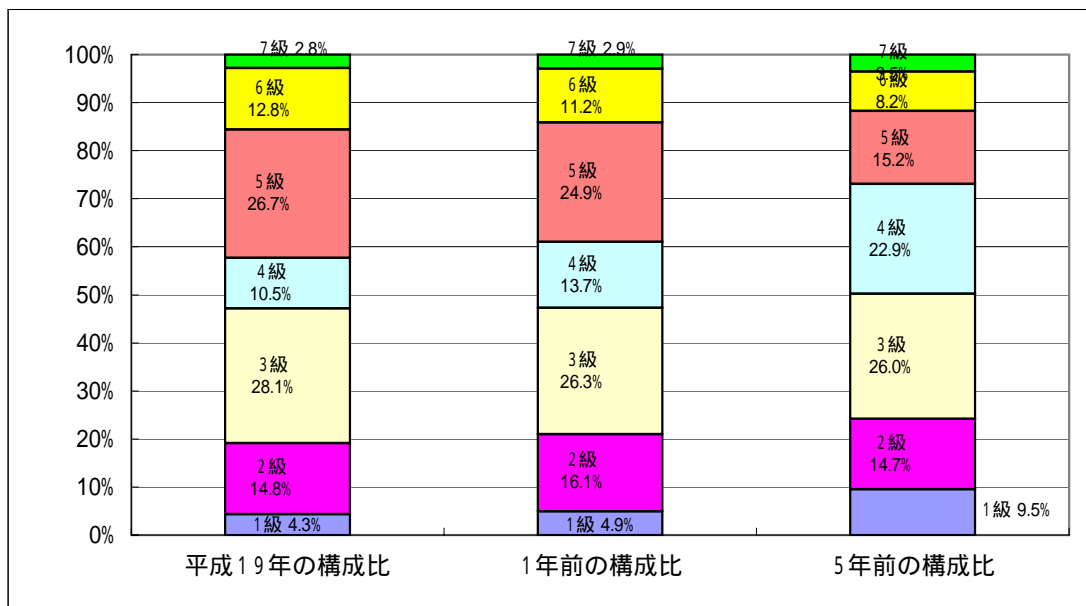
区 分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年	
一般行政職	大学卒	274,300 円	316,000 円	360,100 円
	高校卒	240,500 円	275,100 円	322,700 円
技能労務職	高校卒	245,800 円	262,200 円	271,200 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成19年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主事補	9 人	4.3 %
2 級	主事	31 人	14.8 %
3 級	主任	59 人	28.1 %
4 級	主査	22 人	10.5 %
5 級	主幹	56 人	26.7 %
6 級	課長・室長・GM	27 人	12.8 %
7 級	課長(政策監)、課長	6 人	2.8 %

- (注) 1 大月市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



- (注) 平成18年に9級制から7級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

平成18年度から人事評価制度の試行を開始し、勤務成績を昇給等に反映すべく導入準備を進めている。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

大 月 市		山 梨 県		国	
1人当たり平均支給額(18年度) 1,640 千円		1人当たり平均支給額(18年度) 1,819 千円			
(18年度支給割合) 期末手当 3 月分 (1.6)月分 勤勉手当 1.45 月分 (0.75)月分		(18年度支給割合) 期末手当 3 月分 (1.6)月分 勤勉手当 1.45 月分 (0.75)月分		(18年度支給割合) 期末手当 3 月分 (1.6)月分 勤勉手当 1.45 月分 (0.75)月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～20%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

勤務実績に基づく昇給等への反映を図るべく、平成18年度から人事評価制度の試行を行っている。

(2) 退職手当(平成19年4月1日現在)

大 月 市			国		
(支給率)	自己都合	勤奨・定年	(支給率)	自己都合	勤奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置 (定年前早期退職特別措置 2～20%加算)			その他の加算措置		
1人当たり平均支給額 5,104 千円 29,388 千円					

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、18年度に退職した職員に支給された平均額である。

(4) 特殊勤務手当(平成19年4月1日現在)

支給実績(18年度決算)		41,929 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)		274,046 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(18年度)		31.0 %	
手当の種類(手当数)		6種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
医師診療手当	中央病院に勤務する医師	診療に従事する医師	月額30,000円～300,000円
夜間看護手当	中央病院に勤務する看護師及び介護福祉士並びに看護補助員	午後10時から翌日午前5時まで勤務に従事した者	1回 4時間以上 4,000円、2時間以上4時間未満3,000円、2時間未満2,000円
研究手当	中央病院に勤務する医師	病院に勤務する医師が医学研究に従事した場合	月額26,000円
待機手当	中央病院の医師、看護師等	勤務を要しない日及び休日並びに勤務時間外に待機した者	対象職員に応じ500円～3,000円
病院事業従事手当	中央病院に勤務する職員	中央病院に勤務する職員	月額30,000円以下の範囲で市長の定める額
教員特殊勤務手当	大月短期大学附属高校に勤務する高校教諭等	学校の管理下において行われる、部活動における生徒に対する指導業務	日額1,200円

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (1 8 年 度 決 算)	102,900 千円
職員 1 人 当 たり 平 均 支 給 年 額 (1 8 年 度 決 算)	208 千円
支給実績 (1 7 年 度 決 算)	111,966 千円
職員 1 人 当 たり 平 均 支 給 年 額 (1 7 年 度 決 算)	226 千円

(6) その他の手当 (平成 19 年 4 月 1 日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (18年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (18年度決算)
扶養手当	配偶者13,000円、配偶者以外の扶養親族で2人まではそれぞれ6,000円、3人以上は1人につき5,000円、満16歳年度初めから満22歳年度末までの間にある子1人につき5000円加算。	同じ		62,246 千円	234,007 円
住居手当	借家、借間の場合、家賃が12,000円を超えたとき支給し、家賃に応じて最高27,000円。持ち家の場合は4,000円。	一部異なる	持ち家の場合、2,500円。	27,755 千円	111,915 円
通勤手当	交通機関及び交通用具使用により通勤する者等に支給。四輪自動車等使用者として2Km以上5Km未満3,000円、1Kmを超える場合1Kmごとに570円を加算。	一部異なる	自動車使用の場合の距離区分及び支給額。 例:5Km以下2,000円、10Km以下4,100円。	33,560 千円	81,654 円
管理職手当	管理職員に給料月額8%～20%支給。ただし、支給額の20%を減額。	異なる		25,697 千円	513,940 円
宿日直手当	一般職員1回4,200円。市立病院に勤務する医師は、宿直又は日直勤務1回につき20,000円。ただし、半日直は10,000円。看護師、事務員は1回につき6,200円、技師は7,200円。			19,097 千円	63,656 円
夜間勤務手当	午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に、勤務1時間当たりの給与額の25%を支給。			13,288 千円	96,290 円

5 特別職の報酬等の状況（平成19年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額	等
給 料	市区町村長	405,000 円 (810,000 円)	(参考)類似団体における最高/最低額 995,000 円 / 405,000 円	
	副市長	320,000 円 (640,000 円)	825,000 円 / 320,000 円	
	収入役	平成18年度より廃止 円 (円)	704,000 円 / 554,000 円	
報 酬	議長	375,000 円 (円)	528,000 円 / 310,000 円	
	副議長	355,000 円 (円)	462,000 円 / 275,000 円	
	議員	345,000 円 (円)	431,000 円 / 255,000 円	
期 末 手 当	市区町村長 副市長 収入役	(18年度支給割合) 4.4 月分		
	議長 副議長 議員	(18年度支給割合) 3.3 月分		
退 職 手 当	市区町村長 副市長 収入役	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期) 810千円×在職月数×0.4(在任期間毎) 640千円×在職月数×0.3(在任期間毎) 平成18年度より廃止		
	備 考			

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

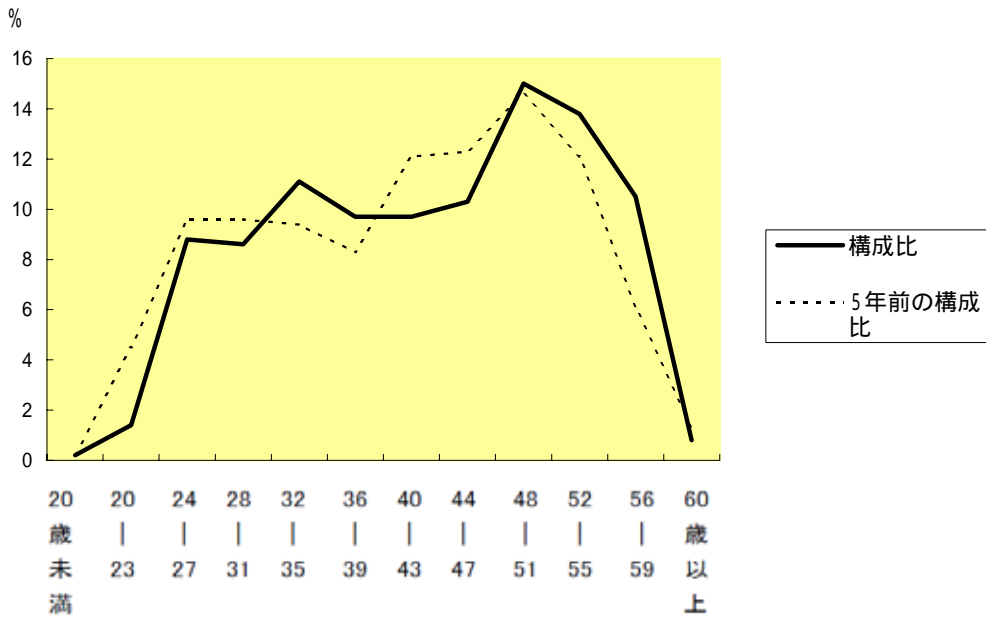
区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		平成18年	平成19年		
普通 会計 部門	議会	4	5	1	事務及び議長車運転業務の兼職による減員
	総務企画	65	73	8	会計管理者、企業誘致担当、地域支援担当の新設、派遣職員、育児休業職員の行政経営課付け
	税務	16	18	2	税務体制の強化
	民生	29	30	1	後期高齢者医療広域連合への派遣
	衛生	15	17	2	福祉保健課(栄養士)、まちづくり推進課(環境保全対策)の増員
	農林水産	14	13	1	農林業振興胆道の減員
	商工	6	6	0	
	土木	24	26	2	大月駅周辺整備室の新設
	計	173	188	15	<参考> 人口1,000人当たり職員数 6.15 人 (類似団体の人口1,000人当たり職員数 人)
	教育部門	84	97	13	学校適正化推進担当、学校給食センター(調理員)、短大・高校の教員、市民会館の増員
消防部門	59	60	1	消防職員の補充	
小計	316	345	29	<参考> 人口1,000人当たり職員数 11.3 人 (類似団体の人口1,000人当たり職員数 人)	
公 営 企 業 計 等 部 門	病院	151	142	9	医師、看護師の増員、栄養士、調理師、事務職員の減員
	水道	4	5	1	簡水整備担当の増員
	下水道	8	7	1	管理職の部門換えによる減員
	その他	15	14	1	部門換えによる減員(国保 税務)
	小計	178	168	10	
合 計	494	513	19	<参考> 人口1,000人当たり職員数 16.80 人	
		[651]	[651]	[0]	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況(平成19年4月1日現在)

(例)



区分	20歳未満	20歳~23歳	24歳~27歳	28歳~31歳	32歳~35歳	36歳~39歳	40歳~43歳	44歳~47歳	48歳~51歳	52歳~55歳	56歳~59歳	60歳以上	計
職員数	1人	7人	45人	44人	57人	50人	50人	53人	77人	71人	54人	4人	513人

(3) 定員管理の数値目標及び進捗状況

平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日 職員数	平成22年4月1日 職員数	純減数	純減率
人 559	人 479	人 80	% 14.3

(参考) 大月市定員適正化計画における定員管理の数値目標(数・率)

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成18年4月1日	平成23年4月1日	462 (6.7%)

定員管理の数値目標の年次別進捗状況(実績)の概要

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	17年	18年	19年	20年	21年	22年	17年～22年	(参考)
		計画始期	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	計	数値目標
一般行政	職員数	192	173	188					158
	増減		19	15				4 (11.8%)	34
教 育	職員数	97	85	98					85
	増減		12	13				1 (8.3%)	12
消 防	職員数	63	59	60					59
	増減		4	1				3 (75.0%)	4
公 営 企 業 等 会 計	職員数	207	178	168					177
	増減		29	10				39 (130.0%)	30
計	職員数	559	495	514					479
	増減		64	19				45 (56.3%)	80

(注) 1 計画期間は、17年～22年の5年間である。

2 (%)内の数値は、数値目標に対する進捗率を示す。

3 増減は、各年の欄にあっては対前年比の職員増減数を、計の欄にあっては計画1年目以降現年までの職員増減数の累計を示す。

7 職員の勤務時間

(1) 勤務時間の状況 (平成19年4月1日現在)

1週間の勤務時間
40時間

一般職員の勤務時間

始業時間	終業時間	休憩時間
8時30分	17時30分	12時00分 ～13時00分

(注)勤務場所により始業時間、終業時間が異なる場合があります。

(2) 一般職員の年次有給休暇の使用状況

平成18年1月1日～平成18年12月31日の平均使用日数 8日

(3) 育児休業及び育児のための部分休業の取得状況

(平成18年度)

	育児休業 取得者数	うち両 休業取 得者数	部分休業 取得者数	平成18年度中に新たに育児休業が 取得可能となった職員			
				(育児休 業対象者 数)	うち育児 休業取得 者数	うち部分 休業取得 者数	うち部分 休業取得 者数
男性 職員				2			
女性 職員	6 5		1	6	6		1
計	6 5		1	8	6		1

(注)「育児休業取得者数」、「部分休業取得者数」、「うち両休業取得者数」の欄の上段は、平成18年度新たに育児休業(部分休業)を取得した者、下段は育児休業(部分休業)の期間が平成17年度から18年度にかけて引き続けている者の数です。

(4) 介護休暇の取得状況 (平成18年度)

要介護者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇で、1日又は1時間を単位とします。

取得者数 0人

(5)特別休暇

特別休暇の種類	期 間
1 公民権行使休暇	そのつど必要と認める期間
2 官公署出頭休暇	同上
3 骨髄提供休暇	同上
4 ボランティア休暇	5日以内
5 婚姻休暇	5日以内
6 妊娠中又は出産後通院休暇	1 から 4 週に 1 回
7 職員の分べん休暇	その分べん予定日前6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間、多胎妊娠以外の場合において必要があると認めるときにあっては6週間に2週間の範囲内で必要と認める期間を加算した期間)に当たる日から分べんの日後8週間目に当たる日までの期間内
8 育児休暇	1日2回それぞれ30分以内の期間
9 配偶者出産休暇	2日以内
10 男性職員の育児参加休暇	5日以内
11 子の看護休暇	5日以内
12 忌引	死亡者との続柄に応じて1日から7日の範囲
13 父母の祭日休暇	1日。ただし、遠隔の地におもむく必要のある場合には、実際に要した往復日数を加算することができる。
14 夏季休暇	3日以内
15 感染症まん延防止休暇	そのつど必要と認める期間
16 住居滅失・損壊休暇	同上
17 非常災害交通遮断休暇	同上
18 交通機関の事故等による不可抗力休暇	同上
19 生理休暇	そのつど必要と認める期間。ただし、毎月2日を超えることはできない。

8 職員の分限及び懲戒（平成18年度）

処分の種類 処分の事由	戒告	減給	停職	免職	訓告	合計
職務上の義務違反又は怠慢					1人	1人
道路交通法規違反(酒気帯び運転)及びその管理監督責任	2人		1人		2人	5人
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行	1人		1人			2人
合計	3人		2人		3人	8人

(注)対象職員は、一般職員に属する全ての職員です。

9 職員のサービスの状況（平成18年度）

職務に専念する義務の特例に関する条例による免除の状況
免除件数 13件

10 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 職員の研修の評定（平成18年度）

区分	内容	受講者数
山梨県市町村職員研修所研修	研修内容の細分化を図り、自己啓発を主体とした必要な研修を必要な時期に選択し、履修するための研修	23講座 107人
市町村職員中央研修所研修	固定資産税事務「家屋」	1人
全国市町村国際文化研修所研修	政策実務系研修「選挙事務」	1人
情報セキュリティ研修	最新のセキュリティ技術や個人情報の取扱いに関する専門知識及びノウハウを有する人材を育成するための研修	3コース 24人

(2) 職員の勤務成績の評定

業績・能力主義に基づく新たな人事評価制度を構築するため、平成18年度は評価者、被評価者研修を試行的に実施しました。

11 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の健康診断の実施状況（平成18年度）

項目	内容	受診者数
定期健康診断	大月市立中央病院への業務委託により、全職員及び臨時職員を対象に実施。	386人
胃・超音波検診	(財)山梨健康管理事業団への業務委託により、全職員及び臨時職員を対象に実施。	胃検診 46人 超音波検診 65人
子宮癌検診	大月市立中央病院への業務委託により、全職員及び臨時職員を対象に実施。	42人
人間ドック	正職員を対象に共済組合の人間ドックの受診について、職員福利厚生会から一部助成を行った。	69人

(2) 職員福利厚生会事業

会員及びその扶養親族の相互共済、福利増進等に関する給付及び貸付等を行っています。この事業を行うのに必要な経費は、会員の会費、市の負担金(会費の1/2)により賄われています。

福利事業費 6,501千円 共済事業費 2,713千円

12 公平委員会の報告事項（平成18年度）

勤務条件に関する措置の要求件数	0件
不利益処分に関する不服申立て件数	0件